

# 15 剪定枝木

15-3

- 赤羽根環境センターのみ受け入れしています。
- 剪定枝木は破碎してチップ化し、植栽敷材や家畜敷材などに再生されます。

## 対象となるもの 家庭から出る剪定枝木



枝木類



竹

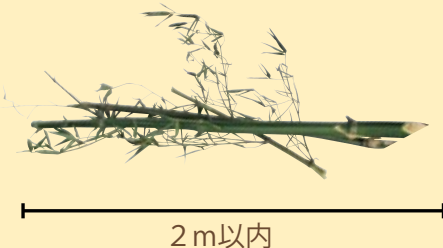


草



### 出し方

- 2m以内に切り、幹と枝を分けて搬入してください。
- 枝木・竹・草を混ぜないでください。
- 毒成分が含まれる植物(キョウチクトウ、ウルシなど)は分けて搬入してください。
- 数袋であれば、30cm四方以内に切り指定袋に入れて、もやせるごみに出すこともできます。
- 剪定枝木を出す際は、届出書を出してください。(当日可)  
様式はHPまたは赤羽根環境センターにあります。



2 m以内

詳しくは赤羽根環境センターにお問い合わせください。



### 出せないもの

- 木材や板など、加工してある木
- **粗大ごみ**  
(太さ15cm、長さ1.5m以内のものに限る)  
※30cm四方以内のものはもやせるごみへ

- 病虫害の付いた植物(松くい虫など)
- 土や砂の混入が多いもの
- 山林、田、畑、畜舎等から出たもの
- 作物(つるは搬入可)

### 処理手数料について

- 自分で剪定して自分で搬入する場合  
無料
- 剪定を業者に依頼する場合  
有料(10kg/100円)  
※法律上、業者しか搬入することができません。

### 搬入・お問い合わせ先

赤羽根環境センター 田原市赤羽根町西山 1-68  
TEL.45-3497 FAX.45-3840



ごみステーションに  
出せないごみ